

野田市建設工事予定価格の事前公表試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約手続の透明性、公平性及び競争性の向上を図るため、市が発注する建設工事に係る予定価格について、入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を試行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表の対象は、総合評価方式により落札者を決定する競争入札の適用を受ける建設工事とする。

(事前公表の方法)

第3条 予定価格の事前公表は、入札公告文に掲載する方法により行う。

(入札の執行)

第4条 予定価格の事前公表を行う入札については、入札回数は1回とし、予定価格を超える金額の入札は無効とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

この要領は、平成31年3月31日をもって廃止する。